

I 松本市らしい地域づくり

1 松本市の概要

- (1) 面積 978.8 km²
- (2) 人口 24万4千人 (男 12万人、女 12万4千人)
- (3) 世帯数 10万世帯 (単身世帯 33%、単身世帯の 24%が 65 歳以上)
- (4) 高齢化率 23.8% (男 20.6%、女 26.8%)
- (5) 産業別割合 第1次産業 6.0%、第2次産業 23.7%、第3次産業 70.3%
- (6) 昼夜間人口比率 107.2% ※ 常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合

2 松本市の目指す「健康寿命延伸都市・松本」

(1) 将来に向けた都市のあり方

ア 「基本構想 2020」に掲げる将来の都市像

- ・市民一人ひとりの「命」と「暮らし」が大切にされ、安全で安心な住み続けた
いと思える、市民が主役の健康なまち

イ 時代を先取りした「持続可能な成熟型社会の都市モデル」

- ・超少子高齢型人口減少社会の進展等による将来を見据えた総合政策
- ・健康づくりを核として、保健・医療・福祉はもとより、経済や環境、建設、教育等の様々な分野が連携

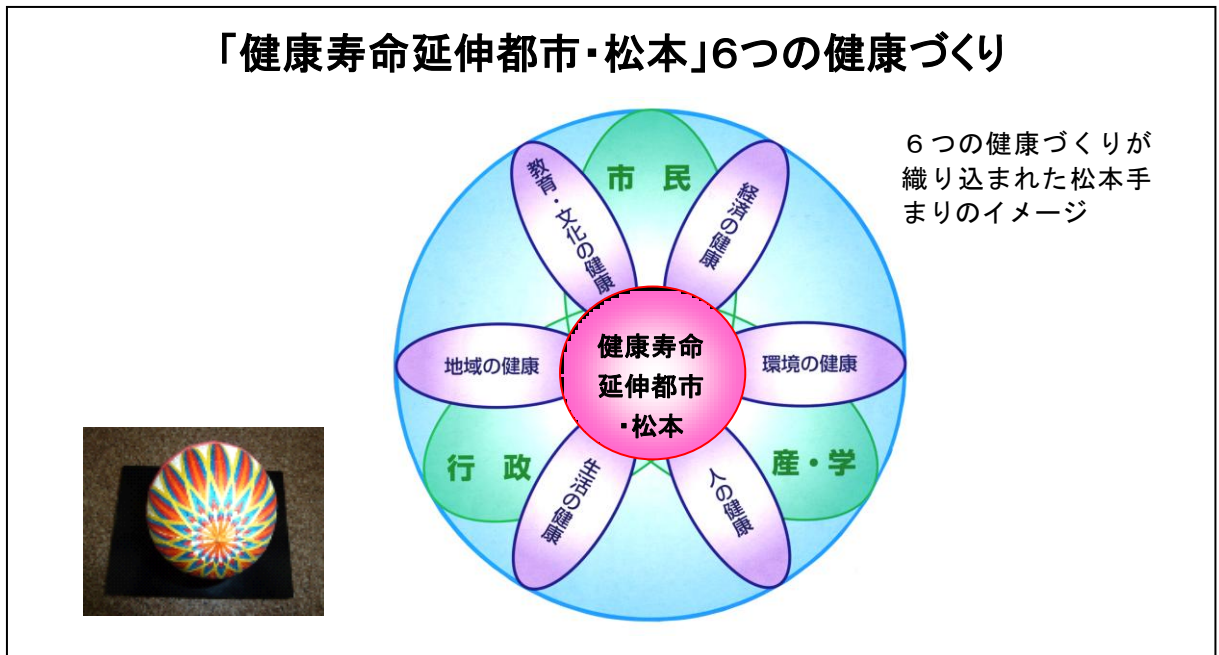


(2) 「健康寿命延伸都市・松本」の理念

- ア 「量から質へ」、「ハードからソフトへ」「モノから心へ」の発想の転換
- イ 平均寿命から「健康寿命」への健康観の転換
- ウ 市民自らが健康づくりの主役となった、質の高い豊かな人生の構築
- エ お互い様の精神でともに助け合う、安全で安心な地域社会の構築
- オ 市民と行政、産・学との協働

(3) 松本独自の「6つの健康づくり」(まちづくりの基本目標)

- 【人の健康】 だれもが健康でいきいきと暮らすまち
- 【生活の健康】 一人ひとりが輝き大切にされるまち
- 【地域の健康】 安全・安心で支えあいの心がつなぐまち
- 【環境の健康】 人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち
- 【経済の健康】 魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち
- 【教育・文化の健康】 とともに学びあい人と文化を育むまち



3 地域づくりとは

- (1) 安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取り組み
- (2) 松本市の地域づくり(政策)は、住民が主体となって地域づくりを進める「地域システム」とそれを支援する「行政システム」を構築し、「健康寿命延伸都市・松本」の基盤整備(土台づくり)を担う
- (3) 「いきいきとした地域づくり」を市の重点課題の1つとし、町会を核とする身近な地域に、住民同士の連帯感や信頼関係、住民自治等の土台を築き、その上にお互い様の精神で助け合う仕組みや地域課題の解決に向けて取り組む仕組みを再構築

4 なぜ地域づくりか

- (1) 超少子高齢型人口減少社会の進展などを背景に地域課題が増大、複雑化
- (2) 地域や行政だけでは解決できないため、新たな仕組みづくりが必要
- (3) 将来を見据えた地域の基盤（住民自治・地域連帯）づくりが必要

【新たな対応が求められる地域からの要望（例示）】

- 地域に建設される建物の高さを制限して景観を守りたい
- 地区にある歴史的な建造物を壊さずに保存・活用したい
- 特産物等のブランド化や販路の拡大を考えたい
- 民間の高齢者福祉施設を地区内に誘致したい
- 地区内にコミュニティバス等を運行したい
- 地区にある山城等の史跡に観光客を呼び込みたい
- 地域の空き家を活用してものづくりを進めたい
- 遊休荒廃地や間伐材を活用して採算の合う産業化を進めたい
- 自然エネルギーの施設をつくって地区に雇用を生み出したい

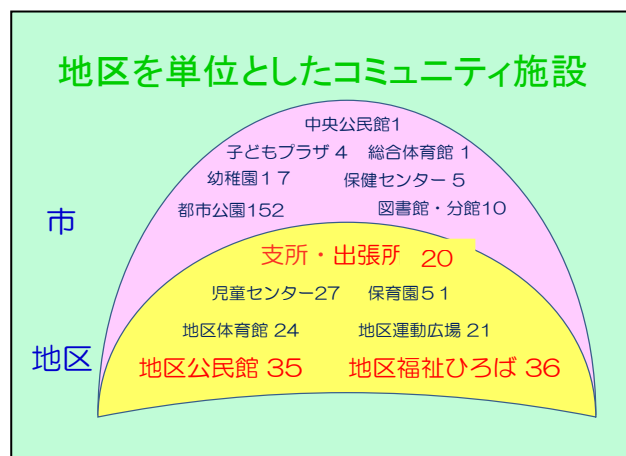
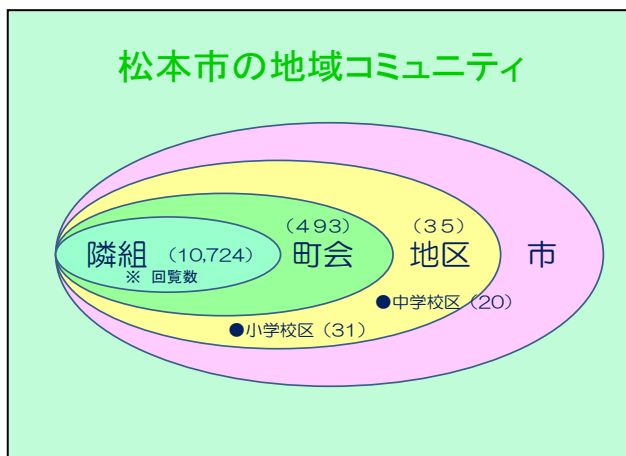
5 松本市における地域づくりのあゆみ

(1) 1970年代の公民館づくり（第1の波）

- ア 松本市で地区単位に公民館を設置するか、ブロック単位にコミュニティセンターを設置するか、が政策的な論点となり、結果として地区単位に公民館を設置
- イ これを機に身近な地域にコミュニティ施設を配置することが原則化（松本市における地域づくりの基礎が1970年代に形成）

(2) 1990年代の地区福祉ひろばの設置（第2の波）

- ア 松本市では、各地区に設置する地域福祉の拠点のあり方が政策的な論点となり、松本市独自の福祉ひろばが誕生
- イ その後、各地区で福祉ひろばを核とした、ともに支え合う地域福祉、「町会福祉」が推進され、現在も継続



(3) 2010年代の地域づくり（第3の波）

- ア 2000年以降、超少子高齢化が一層進展し、経済の高度成長が見込めない状況の中、東日本大震災(2011年)を経験し、「絆社会」の構築や地域コミュニティの再生が課題となり、地域づくりが注目
- イ 支所・出張所のあり方、町会と市との協働による地域づくりと市の支援のあり方等の見直し、「地域づくり実行計画」に基く松本らしい地域づくりの取組み

(4) 現在の地域づくり（政策）の流れ

- ア 政策課で地域づくり政策に着手（H18年度） ※ 第8次市基本計画に位置付け
- イ 「松本市地域づくり推進懇談会(市民委員組織)」を設置（H18年度）
- ウ 「懇談会」から市長へ「地域づくり推進のための指針」が提出（H19年12月）
- エ 「地域づくり推進基本方針」の策定（H20年5月）
- オ 「松本市地域づくり推進行動計画」の策定（H22年6月）
- カ 「松本市地域づくり推進委員会(市民委員組織)」から市長へ「松本らしさを活かす地域づくり推進に向けての提言書」が提出（H23年3月）
- キ 市民環境部に地域づくり課設置（H23年4月） ※ 第9次市基本計画に位置付け
- ク 「松本市地域づくり市民委員会(市民委員組織)」から市長へ「緩やかな協議体からはじまる地域づくりの提言書」が提出（H23年12月）
- ケ 「地域づくり実行計画」の策定（H24年3月）

6 歴史的に積み上げられた「松本らしさ」

(1) 35の「地区」を基本エリアに設定

- ア 旧村又は小学校区程度の日常生活圏
- イ 固有の歴史と文化を共有する住民同士の顔が見える身近な地域エリア
- ウ 松本市は、地区を単位に各種のコミュニティ施設を整備
- エ 生活に密着した地域の課題や町会レベルのニーズの把握が可能
- オ 小学校区ならではの地域に根ざした公民館や福祉ひろばの活動

(2) 町会等を核とする既存の自治の仕組みを最大限活用

- ア 各地区にある既存の自治の仕組みを活かし、地区ごとに異なる「地域システム」の構築
- イ 歴史や文化等の異なる地区の特色を活用
- ウ 地区の状況に応じ、地区のペースで地域づくりを推進
- エ 地区(町会)と市との協働を進め、地域力、市民力を引き出す（町会は「準公共性」を有する地域で唯一の住民自治組織）

(3) 公民館・福祉ひろばの成果を活かした人材の育成

- ア 各地区に公民館、福祉ひろばを設置し、それぞれに専任職員を配置した活動の蓄積
- イ 「住民が主体、行政は支援」等の理念を踏まえた地域づくり(地域づくりの理念の継承)
- ウ 松本独自の地域づくりを担う人材の育成システム(地域づくりは人づくり)

- エ 「学習」をキーワードとして、地域に根ざした地域づくりの実践
- オ 地域住民の交流促進（趣味的な活動やお茶飲み会等で気軽に集まる縁側機能）
- カ 住民自治と地域連帯を核とする「地域の基盤」の構築を支援
- キ 町内公民館活動や町会福祉の推進
- ク 市民活動の育成・支援・連携（人と人、人と地域、人と活動、地域と地域、活動と活動、地域と活動を結ぶ）

7 「松本市地域づくり実行計画」の基本的な考え方

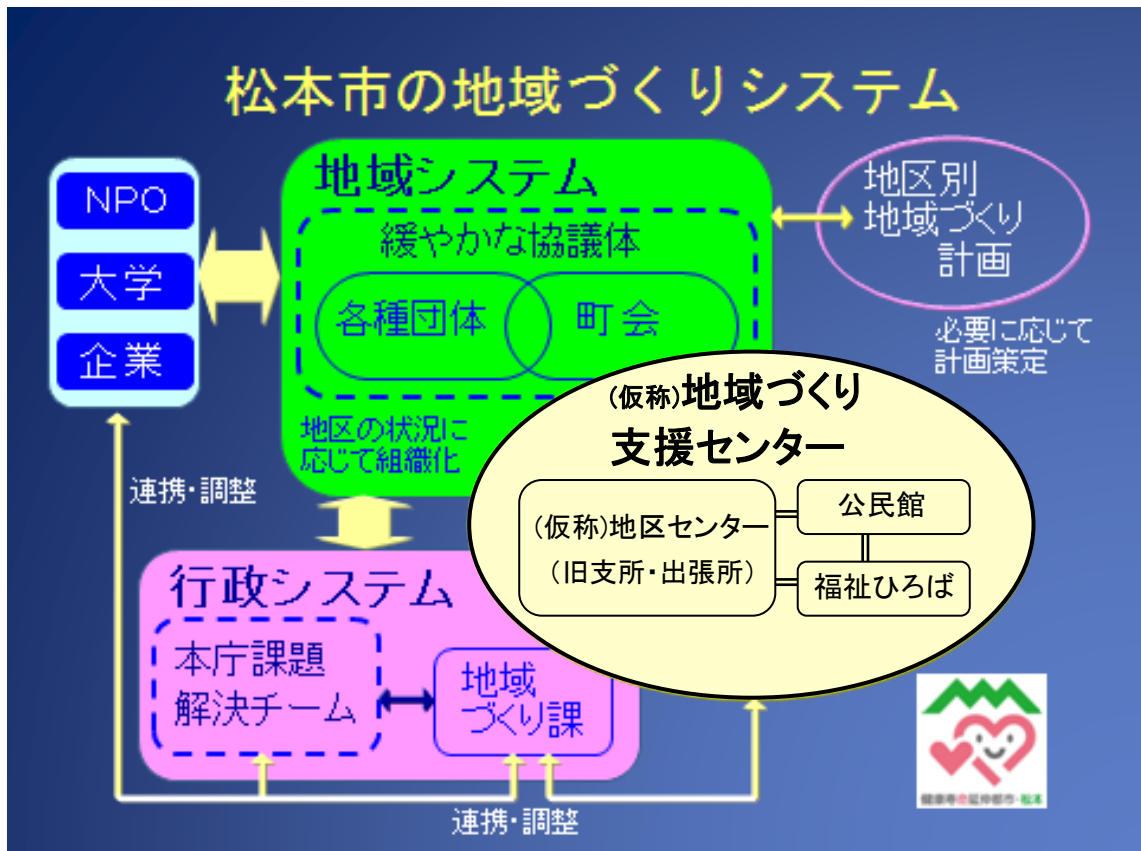
- (1) 松本市が目指す、持続可能な成熟型社会の都市モデルである「健康寿命延伸都市・松本」の基盤（土台）づくりとして地域づくりを位置付けること
- (2) 公共の福祉を重視し、「お互い様」の精神で助け合う地域コミュニティの実現を目指すこと
- (3) 「市民が主役、行政は黒子」の原則を堅持すること
- (4) 市は町会を地域づくりの重要なパートナーと位置付け、町会と市との協働による地域づくりを進めること
- (5) 当該地区の自治の風土や固有の歴史・文化等に裏打ちされた、町会等の既存の自治の仕組みを最大限に活用すること
- (6) 地域に画一的な組織やシステムを押し付けることなく、その地域の状況を踏まえた柔軟な対応を心掛けること
- (7) 「地区」（旧村又は小学校区程度のエリア）を基本単位とし、それぞれの社会環境や歴史・文化等の特色を活かした地域づくりを進めること
- (8) 住民自治と地域連帯の向上を目指し、住民自らが地域課題の解決に向けて活動する力（＝「地域力」）を醸成すること
- (9) 公民館や福祉ひろばがこれまで蓄積してきた理念や成果を活かすこと
- (10) 「学習」をキーワードとして、地域の現状や問題の本質等を的確に捉え、地域課題の解決に自ら取り組む地域づくりの担い手を育成すること
- (11) 教育や福祉中心の地域づくりに経済振興や都市計画等の観点を加え、より総合的で多角的な課題解決の手法を取り入れること
- (12) NPO等の志縁団体、大学、企業等との連携を積極的に図り、幅広い視野で地域づくりを進めること

8 「松本らしい地域づくりシステム」の概要

(1) 「地域システム」の構築

- ア 「地域システム」とは、住民の皆さんが主体的に地域課題を解決していくための各地区ごとの地域づくりの仕組み
- イ 「地域システム」の中心となる「緩やかな協議体」とは、既存の町会のネットワークを広げ自由に意見交換する場であり、地区の意思決定を行う場（地区の特色を活かした組織）
- ウ 具体的に地域課題の解決に向けて取り組んでいくための具体的な施策について地区で意思決定し、必要に応じて地区別に「地域づくり計画」等を策定

- エ 地区だけでの解決が困難な地域課題等に対しては、NPOや大学、企業等と連携し、ネットワーク化
- (2) 「行政システム」の構築
- ア 「行政システム」とは、住民の皆さんの主体的な地域づくりを支援する行政の仕組み
- イ 地域課題のテーマによって関係各課等が連携した「本庁の課題解決チーム」を設置して地域の状況に応じて課題解決を支援
- ウ 地域づくり課は、「本庁の課題解決チーム」の組織化等地域づくりについて総合的に連絡・調整
- (3) 「(仮称)地域づくり支援センター」の設置
- ア 地区における地域づくりの支援拠点として「(仮)地域づくり支援センター」を各地区に設置し、「地域システム」と「行政システム」を結ぶ役割
- イ 地域振興（支所・出張所）、学習（公民館）、地域福祉（地区福祉ひろば）の3つの機能を一体化したネットワーク組織の確立
- ウ 支所・出張所の未設置地区には新たに職員を配置し、全地区に支所・出張所を母体とする（仮称）地区センターを設置
- エ （仮称）地区センターは、緩やかな協議体の事務局、地区別地域づくり計画の策定支援などを担当
- オ 公民館と福祉ひろばは、専門性を活かすため、従来どおり教育委員会、健康福祉部にそれぞれ所属する独立した機関として位置付け、独自の活動を継続



Ⅱ 松本市における公民館の現状

1 松本市公民館 5つの理念

- (1) 身近な地域で
- (2) 「住民主体・行政は支援」にこだわり
- (3) 幅広い地域課題を
- (4) 住民と職員の協同で
- (5) 地域づくりに向けた学習と実践をつくりあげる

2 松本市の公民館の概要

(1) 市設置の公民館 36館（中央公民館1、地区公民館35）

ア 地区公民館⇒地区数（行政区域＝自治区域）35地区すべてに設置

区分	区 域	数	基本単位	行政機関	職員体制（身分等、1館当り職員数）
旧市	S29 合併前の 松本市	13	行政側の 区分け	出張所 なし	館長（非常勤特別職、1） 館長補佐（正規・主事業務、1） 事務補助（臨時職員2種、0.5×2） （※南部、第一地区、第三地区は主事1、館長補佐は併設施設の係長職が兼務）
新市	S29, S34, S47 に合 併した区域	15	旧村単位	支所 出張所	館長（非常勤特別職、1） 館長補佐（出張所長等兼務、1） 主事（正規、1） ※他出張所職員
	上記区域内の 新興住宅団地	2	住宅団地	出張所 なし	※旧市と同じ
合併 地区	H17, H22 に 合併した区域	5	旧町村 単位	支所	館長（非常勤特別職、1：*波田地区は正規1） 支所教育担当係長または係員1~2 （※首長部局地域振興担当職員が補助執行）

イ 中央公民館

対象地域を限定しない全市的事業の実施と地区公民館の連絡調整

<職員数>館長（正規・課長職）1、係長・主事等（正規）9、嘱託・臨時8

(2) 町会が設置・運営する公民館「町内公民館」

ア 松本市の条例で位置付けられてはいない「自治公民館」

イ 町会（自治組織）475に組織

ウ 町会組織の一部として町会とは「車の両輪」の役割

エ 地区単位で町内公民館長会を設置

オ 全市では松本市町内公民館館長会を組織

町内公民館は公民館活動の原点、公民館の最小単位であり、住民自治の最前線

3 松本市公民館の変遷と蓄積

<松本市公民館の発足>

1947(S22) 松本市公民館の発足、近隣村部にも相次いで公民館が発足

1954(S29) 近隣13村が松本市と合併

<第1の転機>

- 1959(S34) 「分館」を「地区公民館」とし、松本市公民館を中央公民館に改称
「本館一分館」関係から独立並列の公民館へ
- <第2の転機>
- 1971(S46) 地域配置とコミュニティセンター構想
～ 「第1次基本計画」(コミュニティセンター構想/市内8ブロック)
- 1981(S61) 「第2次基本構想」(コミュニティセンターか、地域配置の公民館か?)
○公民館実態白書 ○公民館制度研究委員会
「第3次基本計画」(コミセン構想を見直し、身近な地域配置構想へ)
- <第3の転機>
- 1988(S63) 国の生涯学習政策を主事会有志で自主研究
～ 公運審「生涯学習時代における松本市公民館のあり方」(中間答申)
- 1994(H6) 住民と職員による徹底討議「松本市生涯学習基本構想」
日常的な地域住民の学習実践活動こそ「生涯学習」
「住民が主役、行政は支え」の理念を再確認
- <第4の転機>
- 1995(H7) 地区福祉ひろばの全地区配置の流れを受け、「第6次基本計画」で
～ 公民館を全地区に配置<<29地区29公民館構想>>
- 2000(H12) 「教育と福祉は身近な地区自治で」の具現化
『松本市公民館活動史』発刊、「松本市公民館10の到達点」を確認
- <第5の転機>
- 2003(H15) 『松本市町内公民館活動のてびき』『町内公民館活動実践集』の発刊
全国初となる身近な地域コミュニティ活動の実践集
- 2005(H17) 平成の大合併で34地区に
- 2006(H18) 「第8次基本計画」<<34地区34公民館構想>>
「松本市地域づくり推進懇談会」が発足し、松本市にふさわしい地
域づくりの仕組み構築に向けた検討を開始
- 2007(H19) 「懇談会」から市長へ「地域づくり推進のための指針」が提出
松本市の公民館がめざし育んできた「福祉と生涯学習は身近な地区
自治で」に基づく、住民からの内発的自治を基本とする内容
- 2012(H24) 松本らしい地域づくりを目指す「地域づくり実行計画」の策定によ
り、公民館は、学習をキーワードとする地域づくりの拠点となる専
門機関として位置付け(教育委員会に所属)

4 松本市公民館の特色ある取組み

(1) 公民館運営審議会

- ア 一般的な諮問・答申の形式や活動にとらわれず、公民館や地域に関わる課題を
公民館職員や地域住民との情報交換などを通じた調査・学習・研究を実施
- イ これまで諮問に対する答申を7回、諮問に関わらない審議会独自の提言書・意
見書・報告書を7件提出
- ウ 前期の審議会委員による提言書「もう一度公民館の意義、役割を考えよう」

エ 本年8月「松本らしい地域づくりに向けた公民館の役割について」（諮問）

①公民館の独自性 ②地域づくり職員としての役割 ③関係団体等との連携

(2) 公民館委員会

ア 公民館事業運営等への住民参画を保障する制度（各地区公民館に設置）

イ 松本市公民館条例施行規則に規定、地区公民館長が委員を委嘱

ウ 部門＝運営、館報、図書視聴覚、文化、体育

地区の状況に応じて、これまでの枠に捉われない委員会のあり方を研究

(3) 松本市公民館研究集会

ア 日頃、地域で取り込まれる住民の学習文化活動や公民館等の社会教育活動を、全市域という共通のテーブルに持ち寄り、活動の情報交換、課題の共有を図り、再び地域の活動に持ち帰っていくことを目的に開催

イ お祭り花火的ではなく、通常取り込まれる公民館活動の一環

ウ 地縁的活動と志縁的活動の出会い、結びつき、活動の新たな広がりを期待

エ 公民館の役割やあり方、これからの方向性を住民と職員で共有化

オ 集会全体の企画、分科会討議の柱（課題）研究などを住民とともに構築

5 新たな取り組みから見える課題と展望

(1) 松本市公民館活動実践事例集の発刊

市内の各地域で展開されている公民館活動をはじめ、住民主体の学習実践活動の実践レポート冊子（A4版 450ページ 108の実践事例）

【新たな連携が見える地域づくりの事例から】

□ 高齢化が進む地域状況を踏まえ、若者と地区住民の交流機会を作ろうと、新成人、新小学生を対象にした交流事業を開催。新成人の集いでは、「集まれ！未来人」と題して新成人に地区住民（関係団体役員、地元企業等）からのメッセージ集をプレゼント。

➢ 町会連合会、松本大学駅西まちづくりプロジェクトと公民館

□ まちづくり講座（第三地区）

・地区内の土地の開発計画、大規模商業施設の移転話があがる中、詳しい情報や今後の状況に不安を抱く住民の手で学習会を開催。わが町（地区）を様々な視点から見つめ直し、「住民の手で街づくりを考えよう」という意識が向上

➢ 町会長、民生児童委員等の地区団体、松本都市デザイン学習会と公民館

□ 松本都市デザイン講座（中央公民館）

・都市を読み解く作業を基にした再開発などに対する提案と都市デザインを行うために必要な教育面での活動を主とした学習会。とかく一般市民には遠い存在であった再開発について、市民からも都市政策の議論や提案ができる力を養成する講座

➢ 松本都市デザイン学習会と公民館

(2) 今後に向けた課題

ア 町内公民館の振興（「より身近な地域で」という視点、住民の潜在的意識）

イ 公民館委員会の活性化（これまでの枠に捉われない委員会のあり方を研究）

ウ 「暮らしと地域」の面的な捉え直し（学習・文化活動に留まらない幅広い視点）

エ 志縁団体や企業、大学との連携推進（松本市公民館研究集会の充実）